

平成27年 9 月和水町議会定例会会議録

平成27年 9 月14日和水町議会第 3 回定例会を議場に招集された。

1. 平成27年 9 月14日午前10時00分招集

2. 平成27年 9 月14日午前10時21分開会

3. 平成27年 9 月14日午後 1 時44分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	松 尾 裕 二	書 記	前 田 聡 子
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 兼農林振興課長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税務住民課長	山 下 仁	健康福祉課長	今 村 裕 司
商工観光課長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
学校教育課長	吉 田 収	社会教育課長	豊 後 正 弘
学校統合推進室長	樋 口 哲 男	住 民 課 長	石 原 民 也
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	町立病院事務部長	堤 一 徳
特別養護老人 ホーム施設長	坂 本 誠 司		

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査（総務文教、厚生、建設経済常任委員会、議会運営委員会、広報調査特別委員会）
- 日程第6 議案第56号 和水町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 和水町手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第58号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第59号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第61号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第62号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第63号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第64号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 字の区域の変更について
- 日程第16 議案第66号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 認定第1号 平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第2号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第3号 平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第4号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第5号 平成26年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第6号 平成26年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第7号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第8号 平成26年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第9号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第10号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算
- 日程第27 陳情等の委員会付託等について

開会・開議 午前10時21分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

ただいまから、平成27年9月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録、署名議員は会議規則第126条の規定により議長において、1番生山敬之君、2番森潤一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月25日までの12日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年9月和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙なところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例4件、補正予算5件、その他2件、決算10件、報告1件の計22件であります。この諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第であります。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により町長以下教育委員会、監査委員の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告は、6月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は別紙にてお手元に配布しておりますとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） みなさん改めましておはようございます。平成27年9月和水町議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日より9月定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、諸事お繰り合わせいただき、全員の御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、傍聴席の町民の皆様を始め、傍聴席の皆様方におかれましては御多忙な中を御来場賜りましたこと、日頃からの町政への御理解、御協力等合わせまして厚く御礼を申し上げます。

まず冒頭、本日朝から混乱をいたしましたことにつきましてお詫びを申し上げたいと思います。御迷惑をおかけいたしております。

さて、8月24日から25日にかけて台風15号の襲来に見舞われ、町内の随所で通行や日常生活に御不便、御不自由をおかけする事態となってしまいました。また、農業ハウスの損壊、園芸作物等の被害、果樹の落下、倒木など農業及び林業にも深刻な打撃と影響が及んでおります。

一時は町全体の64%が停電状態に陥り、長期化が懸念され九州電力との直談判に赴くなど手を尽くしましたが、結果的には全面復旧ができましたのは27日夕刻でありました。町では24、25、26日の3日間自主避難場を開設し、また停電対策として青パト巡回による情報提供、給水活動等を行う一方、樹木の除去、道路通行の確保、被害情報収集、電話対応等々可能な限りの職員を投入し、対応にあたったところでございました。その間、各地域におかれましては区長様、民生委員様を中心として各行政区の多くの皆様が自主対応にあたってください、これほどありがたいことはございませんでした。この場をお借りいたしまして、心からの感謝と敬意を表する次第でございます。また、現在に至るまで連日復旧にあたっている建設業界、森林組合など関係団体の皆様にもあわせて御礼を申し上げたいと存じます。まだ、復旧対応は残っておりますけれども今後との御協力、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

その矢先18号台風による関東北部、東北南部の甚大な豪雨被害が発生いたしました。河川の堤防決壊、氾濫による広範囲に亘る被害は死者7名、行方不明者15名の人的犠牲と、家屋等に莫大な被害と爪痕を残しました。常套句ではございますけれども、犠牲になられた方々に心からの哀悼の意を表し、被害を受けられた地域、自治体の皆様には深甚なるお見舞いを申し上げたく存じます。予測や想像を絶する最近の天変地異には身のすくむ思いさえいたします。和水町におきましても災害対策の充実、啓発の必要性を痛感し、とりわけ人命確保のための早期予防非難を旨としてまいりたいと意を新たにいたしているところでございます。

次に、6月定例会以降の主な行事について御報告いたします。6月には、第2回目の区長会を開催いたしました。7月は19日に玉名郡民体育祭、23日は和水町学童水泳記録会、28日から29日にかけては、姉妹都市の韓国公州市の訪問団来訪がございました。8月は1日から2日にかけてペーロン大会、中学生バドミントン大会、そして古墳祭を開催し、絶好の天候に恵まれ例年に倍する来場者を迎え、盛会のうちに終了をいたしました。また、13日には夏祭り盆踊り大会を開催し、昨年に続きくまモンの応援参加を受け、好天気の中で子どもたちの夏休みの思い出になったことと思います。このいずれの行事も議会、商工会、行政区、小中学校、地域団体等の御協力をいただき、大変ありがとうございました。また、15日には終戦記念日の全国追悼式にあわせ、熊本県戦没者追悼式が挙行され参列をいたしてまいりました。9月になりまして、2日には恒例となりましたAG会の温泉、弁当の宅配が行われ、高齢者へのお励ましをいただきました。翌3日には、和水町金婚等表彰式を挙行いたしました。今年は金婚御夫婦38組、ダイヤモンド婚25組、100歳が11名、88歳の米寿が97名とたいへん多くの方々がお慶びの年をお迎えになりました。ます

ますの御健勝と御長寿をお祈りいたしたいと思います。4日には、ふれあい高齢者の集いを開催し、350名余りの元気なお年寄りに御参加をいただきました。ほかに道路改修、菊池川改修等の期成会並びに陳情等を6回にわたり実施し、インフラ整備の要望等を行っております。時間の都合もございますので、その他につきましては、お手元の資料にて御確認のほどをお願い申し上げます。この間の行政、施策に関する検討並びに推進につきましては、概略次のとおりでございます。まず、地方創生関連ではプレミアム付き商品券の販売につきましては、発売3日目の朝には完売し、逆に購入ができなかった皆様には、たいへん申しわけなく思っております。地方版総合戦略策定はコンサルティング会社も参入させ概要の取りまとめと個別事業のレビューの段階にあり、まもなく議会への途上報告とおすり合わせが必要かと思っております。個別事業といたしましては、道の駅きくすいを中心とする観光交流地域経済の拠点づくり、公営交通の小さな拠点づくり、情報発信の拠点モールづくりなど、まずは、まちづくりのベースとなる拠点づくりを先行させたいと考えており、内閣府とも協議を重ねながら地域再生事業とのすみ分けと、地方創生事業の絞り込みを行っております。

また、菊池川流域古墳群の日本遺産登録事業、有明広域の婚活サポート事業のバージョンアップ等では県及び関係市町と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。現在進行中の事業といたしましては、5年に1度の国勢調査の全戸訪問を行っております。また、10月1日からはマイナンバーの貼り付け事業を控えております。また、情報発信事業としての、和水平プロモーション事業にも着手をいたしたところでございます。継続検討事案として、玉名地域の包括医療体制の検討、和水町の医療介護施設のあり方の検討、定住自立圏協定の検討、南関町と共同してやっております、せきすい斎苑の今後の検討、保育料の減免措置と、10月から12月にかけての難問が山積するところでございます。また、懸案の菊水地区の小中学校校舎耐震工事につきましても、何とぞ耐震対応をお願いいたし、子どもたちの安全を確保し、他市町村なみの状況を確保した上で、統合については協議検討をお願いできないかと考えるものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

本定例会におきましては、条例議案4件、補正予算議案5件、その他の議案2件、決算書認定議案11件を上程いたしております。後ほど、各担当から御説明を申し上げますけれども、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。本定例会の行政報告並びに開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 所管事務調査

○議長（杉本和彰君） 日程第5、所管事務調査について、各委員長の報告を求めます。

まず総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 松村慶次君

○総務文教常任委員長（松村慶次君） 皆さんおはようございます。冒頭に17号18号台風により関東を含む、また東北の一部において水害に遭われて亡くなられた方々に、御冥福とまた被害に

遭われた方々にお見舞い申し上げます。

それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査研修報告をいたします。8月6日、7日、2日間視察研修を行いました。研修先は佐賀県江北町と伊万里市に総務常任委員5名、税務住民課長、まちづくり推進課長、7名で視察研修を行いました。初日は、江北町役場で国民健康保険事業会計について、江北町福祉課国保係担当より説明を受けました。始めに江北町は佐賀県の中央部に位置し人口9,700人、世帯数3,270世帯、面積24.48平方キロメートル、J R長崎本線佐世保本線の分岐点となっている肥前山口駅を有し、かつ国道34号、207号の分岐点であり、そのことが通勤に大変便利性の高い地域であり現在は人口減少は進んでないとのことでした。江北町はかつて炭鉱の町として栄え、昭和44年に杵島炭鉱が閉山したことに伴い、1万6,000人あった人口は減り、現在は9,700人程度で推移し、現在に至っているとのことでした。なお、江北バイパスの開通以来、急速にバイパス沿線の商業集約化が進み、大型店も進出している江北町は町の活性化を図るべく、交通網の整備、企業誘致の推進、農業の基盤整備等、産業基盤の整備を図り、豊かな町、明るいまちづくりへ邁進されていました。江北町健康保険事業は、平成26年平均国民健康保険被保険者数は2,251人、和水町は3,309人です。内、前期高齢者777人、和水町は1,218人となっています。財政状況については、26年度の決算では歳入額12億5,425万円、歳出額12億7,003万円、マイナス1,577万円を繰り上げ流用したとのことでした。国保税は1人あたりの平均27年度国保税調定額12万1,847円、和水町は8万12円です。和水町の1.2倍となっています。平成26年度適応の税率改正を行うも、税額としては伸びなかったため、平成26年度は約1,600万円の赤字となり、現行税率改正に国保審議会の意見として、必要に応じて段階的に上げることとし、10%増税にした経緯があるとのことでした。現在具体的にどうするか、首長を含めて協議するとのことでした。国保税率の改正の背景は実質、単年度収支の悪化、平成23年度2,698万円、平成24年度マイナス6,117万円、赤字の要因は平成23年度に比較し、平成24年度は医療費が大幅に増加。1人あたりの医療費が1.12倍したためで繰越金が減少し、平成23年度が5,164万円、平成24年度が242万円、基金残高の減少も平成23年度1,468万円、平成24年度268万円、医療費の増加もあり、1人あたりの医療費、平成22年度37万6,000円、平成23年度42万1,000円、平成24年度43万5,000円と増加したとのことでした。税率改正の試算を10%増、15%増、20%増と試算し、国保審議会へ提案し、事務局は15%増税案を提案したが、平成25年度決算見込みで4、5,000万円の赤字が見込まれるため、本来は20%増の案を提出したかったが、消費税増税等の経済事情も踏まえ、15%増で提案したところ国保運営審議会の意見としては、急激に15%するのではなく、数年に分けて段階的に引き上げることとし、10%増に意見集約されたとのことでした。住民への周知としては平成25年5月から広報を6回行い、それから、住民説明会は開催していないとのことでした。また、医療費の現状は平成26年度における江北町の1人あたりの医療費は45万3,000円、和水町は36万4,000円で和水町の1.24倍と佐賀県内でも医療費1位ということでした。このことは精神疾患の入院医療費及びがんの医療費が伸びていることや、高度な医療費を提供する医療機関、佐賀県立病院などへのアクセスがよいためであると説明をうけました。また、基金の状況については江北町の国民基金残高は、平成24年度に取り崩したこともあって、平成26年度末、現在高は268万3,000円で、和水町は7,758万2,000

円であり、厳しい状況であり、今後の対策としては、特定健診の受診率向上に力を入れ、病気の予防及び早期発見し、重症化しないように医療費の削減に努めることであり、ちなみに江北町の平成25年度における特定健診の受診率は39.2%で40%を目指しているとのことでした。和水町の受診率は63.8%であり、お互い町も受診率の向上に努めることが大切であり、江北町国民健康保険の所管事務調査を行ったが、国保事業会計は独立採算が原則であり、法令を超えて一般会計からの支援は否定的にならざるを得ないということで、和水町は合併以来、国民健康保険税率の改正を行わず、現在に至っているが、現在の1人あたりの医療費の増高により、税率の改正は避けて通れない課題であると思います。また、国も平成30年度国民健康保険法の一部を改正する法律案が出ていることもあり、財政の安定化、保険料の格差の是正を進めていく必要があると思います。

2日目は伊万里市議会会館で、伊万里市栄町の地域まちづくり及びいまりんバスについて研修を行いました。始めに、伊万里市は佐賀県の北西部に位置し、人口5万6,571人世帯数2万2,711世帯です。面積255平方キロメートルで伊万里湾が深く入り込んだ天然の良港でもあり、古くから大陸貿易の基地として発展し、江戸時代から伊万里焼、焼き物の産地で全国的に有名である。農畜産物では伊万里梨、伊万里牛などの食の町として、伊万里として特産品も全国的に有名で、課の設置にも伊万里梨課、伊万里牛課、といった地域ブランド課を設置し伊万里の名を広めている。このように「行きたい町伊万里、住みたい町伊万里」の実現のために新たな産業の創出や、地域産業への振興を図り、伊万里の名を全国へ世界へ発信しているとのことでした。

それから、和水町地域づくりについて検証を行いました。政策経営担当から説明を受けました。栄町区は伊万里市で昭和42年に分譲住宅16軒で住宅団地が形成され47年経過し、現在人口1,055人、世帯数431世帯の行政区であることから地域の高齢化と合わせて、住環境問題でも老朽化が進んでいることから高齢者が安心して暮らせる地域を目指して支え合いによる心豊かなまちづくりを目指しています。栄町区の組織として、平成21年6月に設立され、平成24年10月にNPO栄町地域づくり会の設立をされています。当初、設立された人は市役所OBの方で今ではお世話になった恩返しということで、会を設立されたとのことでした。栄町の高齢化率は29%で伊万里全体27.5%よりは若干高く、和水町の高齢化率は37.5%からすれば低い水準であり、栄町の老人会120人で地域ささえる賛同者会員37名で運営されているとのことでした。また年会費は1,000円とのことでした。ここで元気な高齢者が生活支援支え合いをキーワードにちょっとした困りごとの手伝い隊と称して見守り、傾聴、掃除、草取り、買い物、簡単な修理、日曜大工などを手伝いする高齢者循環型社会構成を実施されていました。生活支援支え券が発行されていて支援された方に対し、30分で250ポイント券が発行されて、5,000ポイントたまると記念品と交換できるそうです。また交流拠点を核に栄町ふれあい館支温の家を拠点に支援活動を行われ、内容は生活支援サービスの在宅支援介護とまた社会参加サービスとして、地域の防災の支援、様々な支援活動を行われて、人は人によって支えられる、安心して暮らせる地域づくりに取り組まれているそうです。運営資金は厳しいようで、3年間は支援金が出てあとは会費で実施しなくてはならないが、市からの援助がとまるとどのような運営方法がよいか今現在検討されているとのことでした。

次に、地域公共交通機関、いまりんバスについて研修を行いました。伊万里市内の公共交通機関は、路線バス、西肥自動車株式会社8路線、昭和自動車株式会社6路線、鉄道で、九州旅客鉄道株式会社と松浦鉄道株式会社、それから伊万里町のコミュニティーバスいまりん、それから貸し切りバス元気バスが運行しています。いまりんバスの運行に至るまでの背景は、事業者が運行するバス路線の維持のために、多額の補助金を支出していたことと、高齢者や学生、障害がある方の移動手段を確保することを目指し、市街地線、地域線、郊外線、3路線を運行開始したそうです。市街地線は伊万里駅を発着点として、市街地の公共施設、医療機関、商店等を結ぶ路線であり、運行業務を西肥自動車株式会社へ委託し、平成21年11月24日運行開始されています。車両は西肥自動車所有で、乗車定員30人乗り1台で、1日10便、毎日運行されて、Aコース5便、Bコース5便と巡回型で1周約50分で運行しているそうです。1便当たりの平均乗車数は約2.6人とのことでした。また、地域線は市街地から離れた地域の各集落との地域の中心部等を結ぶ路線で、運行業務を西肥自動車株式会社へ委託し、平成21年11月24日運行開始されています。郊外線は伊万里駅を中心とした、半径4キロ圏内の交通区分枠地において、買い物や通院のための移動手段を確保するため、平成24年7月から運行しているそうです。運行業務は西肥自動車株式会社へ委託しているが、バス車両定員12名乗りで、2台は伊万里市役所所有であり、運行コースは3コースで1日4便、週2日運行しているそうです。1日平均乗車人数は約5名とのことでした。それからまた、運賃は3路線とも同じ料金で、大人中学生以上100円、子ども小学生50円、子ども小学生未満は無料、障害のある方は50円と設定しているそうです。以上の運営をするのに市から1億円の・・・がありますが、以前も8,000万円ほど赤字路線で、85%交付税措置があっていたので、2,000万円多く補助しているが、便利性がよくなり、市民には喜ばれているとのことでした。今後、燃料費の高騰や人件費の増加等により、交通機関利用料金の見直し等を行い、事情に応じた交通網を形成していくとのことでした。また、最後に伊万里駅ターミナルに現地視察も行いました。また、和水町においても28年度に向けて計画、検討されているとのことですので、町民のニーズにあった公共交通の運行を図っていただきたいと思います。これで、総務文教常任委員の所管事務調査研修報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、総務文教常任委員長長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） おはようございます。厚生常任委員会の研修報告を行います。今回は、簡潔にまとめておりますので、早く終わると思いますが、要点だけについて御報告を申し上げます。厚生常任委員会は、7月22日、23日にかけて長崎県佐々町、佐賀県多久市に視察研修に行きました。厚生常任委員5名、福祉課長、老人ホーム施設長の2名合計7名での研修でございます。初日の22日は、長崎県佐々町役場の地域包括支援センターにお伺いをしました。佐々町は、面積33キロ平米、人口1万3,719名、世帯5,606世帯、高齢者数は3,437人、高齢化率が25%で大変若い人がおるといような町でございます。全国平均26%でございますので、全国平均よりも下回っていると、人口は横ばいの状況にあるというよう説明を受けました。そ

の要因は、隣接する佐世保市のベッドタウンで、若い世代の方が多いというようなことでございます。そのような状況にあつて、介護保険は長崎県内で1番高いと6,190円、全国1,566市町村で全国で23番目と、介護保険料は上位にありました。佐々町民の納得のいく介護保険料に代えていく必要があるというようなことでございます。佐々町の地域包括ケアの充実として、地域包括支援センター職員を11人に拡充し、相談窓口を充実し、介護認定申請時の点検を綿密に行い、介護サービスか、介護予防なのかを見極め、確実につなげる体制を整えられておられました。また、介護予防には、町立診療所の物忘れ外来による認知症対応の連携をとられていました。また、生きがい教室、運動指導、カントリークラブ等の多種の教室を設け、対象者が選べるようになっております。また、教室の指導者や、リーダー的な役割の方についても老人クラブ、町内会長会、民生委員会、福祉協力員等の協力を得て、教室を開催し、合わせて高齢の指導者を育成することによって、相乗効果を生み、介護予防につなげていった、というようなことでございます。これにより介護認定率も21年度の21.4%から25年度は15.5%まで下降し、介護給付費も少しずつ減少に向かっている町でございます。このことから、予防事業は個々の健康維持と合わせて介護給付費の削減に直結していることを再認識したところでございます。最後に、そこの包括センターには風呂の施設がありまして、温泉ではございません。普通の風呂でございます。そこの入浴料は160円で一般にも開放しているということで、平均利用者は60名くらい毎日の平均はあっているというようなことでございます。

次は、23日は佐賀県多久市の視察で、市の面積は97キロ平米、人口2万283人、7,785世帯、高齢者数6,285人、高齢化率は31%でございます。人口は、減少傾向にあるとのことのようにございます。視察先は、多久市にある社会福祉法人天寿会が開設している特別養護老人ホーム天寿荘を視察を行いました。天寿荘の前身は、昭和49年に開設された個人の診療所から始まり、介護施設の必要性を感じられ特別養護老人ホーム天寿荘を昭和53年に開設されております。我が町は、これは46年でございます。その後、ケアハウス、グループホーム、老健施設、佐賀県玄海町の特別養護老人ホームのこれは指定管理者を受けて、その他、病院、診療所等の8施設を開設されて、多くの事業をやっておられるということで、職員数は約400人、毎年20名程度の新卒の介護士を採用し、安定雇用場となっておりました。私たちが視察に伺った時は、53年に建築をされた特別養護老人ホーム天寿荘でございます。新たな場所へ移転する計画で、車で5分ほどの場所で、施設の規模は2階建ての97床で、全室個室ユニット型で新築されており、たまたまその日は完了検査が終わったとのことでしたが、研修をさせていただきました。居室はマンション風のつくりで、地域交流の場や高齢者の緊急避難も考えてあり、安心安全と安らぎを求めて、合理的で機能的な構造に建設をしていくとのことでございます。私が気になったのは、築37年の特養は77床の平屋つくりで、まずあります。外観や内部とも十分に利用できる程度にありますが、新築をする必要があるか、ちょっと思いましたが、この天寿会の理事長、医師ですが、諸隈氏は今後の10年後から団塊の世代が高齢者になり、体格の良い方が多くなり、介護士への負担も増大し、現在の介護スタイルでは対応しきれない状況にあるということで、介護施設においても、介護される人が病気の腰の痛・・・そういったことがないような機械を、1人30万程度かかるそうですが

備えてあります。また、天寿会の基本理念として、「人々に喜ばれ、人々に役に立ちます」2番目に「適切な利益をだします」3番目に「成長、発展します」「分かち合います」と謳われております。

特に、2の「適切な利益を出す」ということは、事業の継続は再生できる力が必要であり、施設を改修する備えが必要であって、施設が消滅すれば、住民に不安を与えるというようなことでございます。また、4の「分かち合います」というのは、得られた収益は職員と地域に還元するということで、天寿会独自で快適な暮らしのためのアンケート調査をされ、ニーズに応じたサービスの提供とあわせて、利用者負担等の軽減を図られております。たいへん感心をしたところでございます。和水町におきましても、特老建設は46年に建設をされております。今後、きくすい荘においても、経営の改善と回復等は近々の課題であります。早急に解決しなければならないことを再確認し、視察研修を終わりました。以上で、厚生常任委員会所管研修報告といたします。

○議長（杉本和彰君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） 皆さんおはようございます。建設経済常任委員長の高巢でございます。建設経済常任委員会所管事務調査視察について御報告をさせていただきます。

建設経済常任委員会では、8月6日から7日の日程で常任委員4名、建設課長、農林振興課長の6名で視察研修を行いました。1日目は、熊本市都市建設局北部土木センター管内の熊本西環状線の道路整備計画について北部土木センターの吉永副所長より、熊本市の道路整備計画、特に熊本西環状線についての説明を受けました。熊本西環状線は、熊本市南区の熊本港と熊本市北区国道3号植木バイパスを結ぶ金峰山系の東側山麓を通過する総延長12kmの都市計画道路で6カ所のインターチェンジから出入りする熊本市西部地域の交通利便性の向上を図り、最高速度80キロとする4車線の自動車専用道路ということでした。現在全長12km内の下硯川インターチェンジから花園インターチェンジの4km、さらに池上インターチェンジまでの9kmについて整備区間に指定され事業が進められております。花園工区、花園インター線は池上工区の12.8km、全体工事量471億円。事業年度は、平成11年から平成30年度までで、現在事業が進んでおります。花園校区、花園インター線は28年完了の予定であるとのこと。熊本西環状線は、東バイパス、国道3号北バイパス、県道熊本港線を接続することにより、熊本都市圏の外環状道路を形成して、市街地を通過する車両を減少させ、市街地の交通渋滞緩和が期待されるとのことでありました。

以上の状況説明を受け、下硯川インター付近から花園インター線のアクセス道路までの区間を現場視察を行いました。工事は急ピッチで進められており、完成後の波及効果を期待して1日の研修を終えたところです。2日目は鹿児島県志布志市役所、公益法人志布志農業公社における新規就農者の育成と、研修制度による農業振興策について研修を行いました。研修は志布志議会事務局吉田次長、農政課今井課長、志布志市農業公社村中局長より地域の概要、農業公社の取組状況について説明を受けました。志布志市は平成18年1月、3町が合併して志布志市が誕生、総面積280平方キロメートル、人口3万3,034人で年々減少にあるとのこと。農業の基盤は、山林

が50.2%、畑29.7%、水田9.2%、宅地6.2%であり、志布志市の農業は広大な農地と温暖な気候を生かした農業が行われており、畑地は全体が、灌漑設備が完備し、圃場で整備が完了し、かんしょ、いちご、ピーマン、肉用牛、養豚等が盛んであり産地化が図られておりました。このような状況の中、平成8年7月1日、財団法人志布志農業公社を設立、設立者は志布志市、そお農業協同組合、あおぞら農業組合で設立され、主な事業は農地利用集積の円滑化、農作業の受託、委託、農業後継者育成、農業機械の利用貸付、志布志市その他の機関からの農業構造改善に資する事業受託となっております。役員は理事9名、監事3名と職員15名で運用されております。特に、農業公社の研修制度は高齢農家や、兼業農家の増加による地域農業の担い手の減少など、農業構造の弱体化に対する現状を打破するために、農業公社が設立されております。特に、新規就農者の育成を目的として、研修制度が創設されております。研修内容は、研修品目はピーマン、研修期間は2年間、研修方法は公社の研修ハウスで実地栽培、栽培面積は1人当たり、15アールで夫婦の場合は30アールということでございます。募集人員は毎年3組6名。夫婦が原則ということです。研修手当は、1年目が1人月15万、夫婦で25万円ということです。2年目は独立経営方式により生産物からの支給ということで、支給はございません。住宅助成がありまして、2万円を限度として助成がされております。研修制度の事業の流れとしましては、農業公社が説明会を東京、大阪で毎年実施し、畑地かんがいセンター、農協、市役所による募集を展開し、予備審査を経て決定審査を行うということでございました。1年目の研修は、住宅、農地のあっせん、農業基盤の講座、栽培講習会、現地検討会。2年目が独立経営方式ということで、自ら経営をやってみるという方式です。簿記の複式簿記講座、就農計画作成支援、資金計画作成支援、補助事業の申請等についての指導があるということです。あわせて現場指導はもちろんであります。3年目が就農でございます。技術、経営指導を継続して実施して支援されております。今までの成果としては、平成8年から平成26年の18年間で就農されている人は70名。現在研修中が6名の実績で就農者は全員が全くの新規就農者であり、平成16年以降就農後の離農なしの成果をあげているというふうなことです。今回の視察研修で感じましたことは、まず1点目は、市が主導して将来の担い手不足対策を農協などと一体となって推進しているということです。2つ目は、市は農業公社に年3,800万円を財政負担を行っていること。3つ目は、研修期間中、研修手当、先ほど申しましたように夫婦で月額25万、住宅助成最高2万円まで、手厚く生活支援を市単独事業で対応しているところ。また就農にあたって基礎講座を徹底して支援しているというようなことでございました。平成8年より、将来の担い手確保のためにUターン就農ではなく、全くの新規就農者を東京、大阪方面より研修生を受け入れていると。全体の74%は県外出身者ということでございました。募集にあたっては、リクルート社との業務提携をするなど、地道な取り組みが功を奏していると感じたところです。今回の研修、将来を見据えた担い手対策。大いに参考になる有意義な研修でございました。以上で、建設経済常任委員会所管事務調査視察研修報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） これで、建設経済常任委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会運営委員長の小山でございます。ただいまから、平成27年度和水町議会運営委員会所管事務調査報告を行います。和水町議会運営委員会では、去る7月9日から10日にかけて、1泊2日の日程で球磨郡多良木町とあさぎり町の2町を視察してきました。出席者は、議会運営委員5名と議長、副議長、そして議会事務局長あわせて8名でした。今回の所管事務調査内容は議会基本条例の制定と、議会活性化にかかる議会組織の設置状況並びに住民懇談会及び議会報告会の実施状況と議会中継システムの現状等について視察を行いました。初日に視察しました、多良木町は人口1万364人、面積が165.9平方キロメートルで、米や葉たばこ、メロン等を主産業とする農林業の他に、球磨焼酎の本場として町内に7カ所の醸造元があり、町の中心部には公認の陸上競技場、野球場、体育館、武道場などのスポーツ施設や寝台特急はやぶさを活用した簡易宿泊施設、ブルートレイン多良木をはじめ、ふれあい交流センターえびすの湯や物産館、野外ステージ交流館など充実した施設が整ってありました。多良木町における議会基本条例の制定は、議会や議員の活動の活性化と充実のために、必要な議会運営の基本的な事項を定めることにより、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、町の豊かなまちづくりに貢献することを目的として、平成27年1月1日に制定されておりました。その制定にあたっては、通年の会期制導入とあわせて議会活性化特別委員会の4つの分科会において検討が重ねられ、同委員会全体会での最終的内容を決定しております。なお、活性化にかかる議会組織の設置については、平成23年12月に議会活性化特別委員会を設置して、任期中の平成27年4月までの間、会議、研修、議会報告会、意見交換等々を行ってきております。その主な取り組みとしては、議会報告会が平成24年7月に3日間の日程で、9会場で開催されており、参加者は131人となっております。先進地視察研修ではあさぎり町はじめ、御船町、長生村、川崎町を視察後に、議員政治倫理条例を平成26年1月に制定。そして、議会基本条例を平成27年1月に制定しております。それから基本条例の制定と並行して、通年議会への試行を平成26年6月から平成27年3月まで実施し、通年の会期制を平成27年4月から導入しており、さらには平成27年5月から議員定数14人を12人に削減するなど、議会活性化に向けた取り組みが実施されておりました。また、本年行いました、一般選挙後の6月定例会において再度、議会活性化特別委員会を設置して議会の活性化の推進とともに、地方創生等にも積極的に関与しているとの説明を受けました。なお、多良木町における住民懇談会や議会報告会の開催につきましては、議会基本条例の中で必要に応じて意見交換会、または議会報告会を行うものとするとなっているため、今後の実施につきましては、議会活性化特別委員会において協議していくというような内容となっております。なお、議会基本条例制定前の住民懇談会や議会報告会の実施状況は、町内、各種団体との意見交換会が4回、農業委員会が1回、防災協力会が2回、婦人会、商工会、JA女性の会が1回、それぞれ実施されておりましたが、議会報告会としての実績は平成24年7月に3日間、3会場で開催されておりますが、参加者は先ほど申し上げましたように131名となっております。

それから、多良木町議会における政務活動費についての取り組みについて行いましたところ、平成16年4月から議会政務調査費の交付に関する条例が制定されており、主に調査、研究に要す

る経費として、1人年額最高6万円の交付があっており、各常任委員会ごとに視察研修を行ってきているとのことでした。また、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、政務調査費が政務活動費へ名称変更されたことなどを踏まえて、同年12月に町の条例及び規則が改正されています。条例の名称は、議会政務活動費の交付に関する条例となっております。なお、条例改正後の政務活動費の使途につきましては、改正前と同様、調査、研究に要する経費として、1人年額6万円の交付を受けて、各常任委員会ごとに視察研修を行うということになっておりました。

次に、2日目は同じく球磨郡あさぎり町を視察しましたが、あさぎり町は人口1万6,391人、面積が159.4平方キロメートルで平成15年4月1日に旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村、旧深田村の5カ町村が合併してあさぎり町となっております。農林商工業を主体とした歴史や文化に囲まれた自然豊かな町であります。町内を走る球磨川鉄道の駅で、日本で唯一の幸福の名のつくおかどめ幸福駅があり、有名な幸福切符が販売されており、お土産やプレゼントに人気があり、球磨地方の名称の一つとなっております。あさぎり町議会の議会改革は、平成15年4月1日、5カ町村合併以降から着手されており、あさぎり町発足当時、合併特例法による1年1カ月在任適用で議員数54人だったのが、平成16年5月の最初の一般選挙から、議員定数を法定上限の22人に変更し、平成20年5月から18人に、さらに平成24年5月から定数を16人に変更し、現在に至っております。

次に報酬、費用弁償についてですが、まず報酬は平成18年4月からの改定により現在に至っているそうですが、費用弁償につきましては平成21年4月から全ての本会議、委員会等の出席の費用弁償は廃止となっております。それから、各種審議会等への議員の就任状況についてでございます。二代表制による議員のあり方を重視して、町の政策決定過程の一部である、各種附属機関等への議員の就任は法定のものを除き、辞退を原則としているそうでございます。

次に、議会報告会等の実施についてであります。あさぎり町の場合は住民からの意見を幅広く聴取し、議会活動に反映させるために議会報告会の実施を決定し、平成23年7月5日に第1回を開催しております。今後につきましては内容の改善や、充実を図りながら年1回以上を基本に開催することになっております。また、各種関係団体との意見交換会などにつきましては、先方からの申し出を基本に今後も積極的に実施していくということになっております。

次に、議会中継システムの整備並びに議会情報の公開についてであります。住民に対して開かれた議会を実現するために、議会中継システムを平成22年度に導入を決定し、翌年の平成23年6月定例から本会議において中継録画の映像配信を開始しております。あわせて町のホームページ上で会議録を始め、議会情報の積極的発信を行っております。あさぎり町議会本会議映像のインターネット配信事業アクセスログの年間の集計によりますと、年間の録画配信は5,017件、ライブ配信が2,985件で合計8,002件となっております。これを月平均にしますと、録画配信が418件、ライブ配信が249件で合計667件となっております。なお、配信箇所数は本庁舎、東庁舎、免田、深田、岡原など7カ所へ配信していますが、当初のシステム費用として770万円が投入されており、毎年のメンテナンス費用が133万円となっております。

次に、議会の議決すべき事件についてであります。各種計画の策定、変更、実施等につつま

しては、議会の責任と関与を明確にするため、平成23年5月の地方自治法の改正により、基本構想、基本計画を改定すべき事件として定めてあります。

次に、議員別の表決結果の公表についてありますが、議会での重要案件等の議員別表決結果につきましては、議会広報への掲載により、広報することとなっており、既にこのことは平成23年3月定例会より実施されております。

次に、あさぎり町における通年議会制度の導入についてであります。あさぎり町では主導的、機能的な議会運営を図る検知から通年議会制度の導入について試行を行ってききましたが、平成20年9月の地方自治法の改正によって、議会としてこの制度を導入し、平成25年4月から施行しています。なお、議会基本条例の制定にあたっては平成25年7月から施行しております。あさぎり町議会では、なお一層の議会改革や議会の活性化を図るために、町民に開かれた議会を目指した取り組みに精力的に取り組んでいる様子が見えてきました。

本条例の制定の背景につきましては、議会及び議員がこれからの取り組みを継続し、自らの行動のあり方を見つめ直しながら、議会の機能を駆使し、与えられた役割と責任を果たしていくために、この条例を制定したと強調されたのが強く印象に残っております。

最後に一般質問での議論の深まりや、活性化を図るために反問権制度の導入について検討されたそうでございますが、あさぎり町議会の実情として、論点、争点を明確にするための質問内容の確認などを認めていることから、当面は議長裁量での議事運営の中で対処していくことにしており、議会基本条例にも平易な文言で明記したとの説明がありました。

今回2日間の日程で球磨郡多良木町とあさぎり町の2町を視察してきましたが、両町共に議会改革に取り組む意気込みや熱意、そしてその積極的な姿勢に心打たれました。議会基本条例の制定ひとつとってみても、既に制定済みであり、新たな課題に向けた取り組みが始まっております。和水町町議会では現在、特別委員会並びに小委員会を立ち上げて、来年3月を目指して議会改革のための基本条例制定を目指していますが、今回の視察研修はタイミング的にも内容面からも大変参考になり、的を得た研修となったことを申し添えて平成27年度和水町議会運営委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（杉本和彰君） これで、議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会広報調査特別委員会の報告を求めます。

議会広報調査特別委員長 豊後 力君

○議会広報調査特別委員長（豊後 力君） 議会広報委員長の豊後でございます。まずもって今回の自然災害により甚大な被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。それでは、議会広報調査特別委員会先進地視察研修報告をいたします。議会広報委員会では、8月18日、19日に大分県由布市市議会と津久見市市議会を委員6名、事務局1名にて視察をいたしました。初日の18日に由布市議会を視察、議会広報編集特別委員会副委員長田中真理子氏、委員会委員洲野けさ子氏より市の概況議会構成等の説明を受けました。由布市は、平成17年10月1日に旧挾間町、庄内町、湯布院町の3町による合併がなされ現在の由布市が誕生いたしております。人口は、3万5,471名、世帯数1万5,473世帯、総面積は319.16平方キロメートル大分県のほぼ中心に位置しており、

市の産業としては農林業を主体とし、米を中心に、野菜、柿、果実の栽培、畜産が盛んでありますが農家数農家人口とも年々減少にあるとのことでした。また観光面では、温泉や豊かな自然などに恵まれており湯布院地域は、保養温泉地として日本有数の観光名所となっているとのことでした。議会概要として議員数は、条例定数22名、現員数19人任期は平成25年10月30から平成29年10月29日までで正副議長については申し合わせで2年、他の委員会は2年とのことでした。議会広報委員は各常任委員会より3名選出し、9名にて構成されております。議会だよりの編集構成等は我が和歌山県とほぼ同様な編集内容と思いました。表紙の写真等はレイアウトも良くまたインパクトある表紙だと感じました。中紙はブルー系の2色を使ってあり落ち着いた感じを受けました。モノクロではありますが随所に写真を掲載されており活字より見やすく感じました。また裏表紙に賛否一覧を掲載されており、町民からの反応が大きいということでした。和歌山県においても今後の課題として取り組みたいと思います。発行部数は1万3,000部年4回発行、広報印刷費は123万7,000円紙面の基本ページ数16項、1ページあたりの単価が1円49銭とかなり安くなっていると感じました。今後の取り組みは市民の目を引く紙面作りとしてページレイアウトの検討、掲載記事の検討、市民に伝わりやすい文章作り、字数の削減、写真の掲載等を課題として取り組んでいくとのことでした。私たち和歌山県議会広報特別委員会も同様な課題を取組んでいくと認識し由布市の議会広報特別委員会の研修を終えました。翌日の19日に、同じく大分県津久見市を視察研修、議長、副議長を始め総勢8名の皆様と有意義な議論ができました。はじめに副議長兼広報委員長、吉良康道氏より市の概況等の説明があり総人口1万9,095人、世帯数8,563戸、面積79.47キロ平米、豊後水道に面した海沿いで県内では面積が一番小さな都市とのことでした。美しいリアス式海岸線が山地傾斜面のミカン栽培の段々畑とコントラストをなしており、ブルーとオレンジの風光明媚な景観を構成しているとのことでした。市の産業としては、石灰岩採掘が大きな柱となっておりますが採掘による地形の人工改変により日々その形態を変えていると懸念されておりました。津久見市は昭和26年に1町3村が合併し、市政63年を迎え現在に至っております。議会構成は条例定数14名、現員数14名、議会広報委員会、議会だより編集部会の構成は6名、発行回数年4回、発行部数が8,000部、企画ページ数がA4番で平均10ページ、表紙、裏表紙2色刷り、年2回カラーだということでございます。印刷費が60万円との事でした。委員会研修で熊本県の議会広報研修に参加されておりました。紙面も随所に写真やイラストを用い、余白をうまく利用されていると感じました。また、表紙写真については津久見市の未来を託す子どもたちとしてテーマを決め、保育園の子どもたちを載せてあります。やはり、子どもたちの未来を見据えた笑顔が1番と考えさせられました。今回、大分県下の由布市と津久見市の研修を終え感じたことは、紙面の持つ重要性和検証することの大切さを改めて感じた研修となりました。今後の紙面づくりに研修結果が生かせるよう我々広報委員一同新たな議会広報だよりに取り組んでまいります。以上で和歌山県議会特別委員会視察研修報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で各委員長の報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第56号「和水町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 皆様こんにちは。ただいま議題となりました、議案第56号、和水町個人情報保護条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。この条例はすべての国民に個人番号を付番し、行政機関、自治体等がそれぞれ保有することとなる個人番号及び法人にも付与されますので法人番号を活用し、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を図るとともに手続きの簡素化による国民負担の軽減を図ることを目的とし、平成25年法律第27号行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、法律名が長うございますが以下番号法と変えさせていただきます。略称とさせていただきます。この番号法が施行されました。自治体は、個人番号とその内容を含む「個人情報」の適正な管理について必要な措置を求められております。これら法の趣旨及び目的を踏まえ本町においても保有することとなります個人番号の適正な取扱い等を確保し、必要な措置を講ずるために本条例の一部を改正し提案するものでございます。主な改正点を申し上げます。6分の1ページです。個人情報の範囲が番号法と異なります。したがって、番号法において規定されている特定個人情報に対してこの条例を適用から外れないように、第1条において「個人情報」の次に括弧ですけれども、（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）という規定をさせていただいております。また第2条において特定個人情報それから情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイル等の言葉の規定付けを行っているところでございます。とんでいただきまして6分の2ページの後半頭部分です。第12条の2ですけれども、第12条の次に第12の2といたしまして保有特定個人情報の利用の制限を規定いたしております。また16条、今度は6分の2ページの下半分以降になりますが、16条の次に三つの条を加えております。一つが特定個人情報保護評価を規定しております。それから16条の3といたしまして特定個人情報ファイルの保有等に関する審査会への意見聴取の規定、その次に特定個人情報ファイルの審査会への事前通知、そして特定個人情報ファイル簿の作成及び公表、この三つを追加をしているところでございます。大きくはこの今申し上げましたところが大きな改正点でございます。あとにつきましては、所要の改正を行っているというところでございます。詳しくは新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただければ幸いです。どうぞ御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

日程第7 議案第2号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第57号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 山下 仁君

○税務住民課長（山下 仁君） それでは、和水町手数料条例の一部改正について説明申し上げます。

ます。議案第57号、和水町手数料条例の一部改正する条例について提案理由の説明をします。和水町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成27年9月14日提出。和水町長 福原秀治でございます。この改正条例案の提案理由は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例を改正する必要があるためでございます。改正するものは、第1条による改正と第2条による改正でございます。第1条では、来る来月10月5日から個人番号通知カードの交付に伴うものであります。第2条は、住民の方の申し出により平成28年1月1日から個人番号の交付に伴う改正でございます。なお、それぞれ初回の交付は住民の負担はありません。あくまでも紛失などによりまして住民の方が再交付を受けられる場合に負担が生じるということになります。それでは、恐れ入りますけれども3枚目の新旧対照表をお開きください。上の方ですけれども、別表の中に個人番号通知カードの再交付1件500円を追加するものです。

次に、下の方のくくりですけれども第2条による改正です。別表中に住基カード交付手数料1件につき500円、個人番号通知カードの再交付1件につき500円を個人番号通知カードの再交付1件につき500円、個人番号カードの再交付1件につき800円に改めるものでございます。続きまして1枚戻りまして改正する条例をお開きください。下段の方に附則がございます。この条例は27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は28年1月1日から施行するです。

以上で、議案第57号、和水町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議の上御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第8 議案第58号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第58号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） それでは、議案第58号の説明をいたします。地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年9月14日提出。和水町長。地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例（平成24年和水町条例第18号）の一部を次のように改正する。新旧対照表をお願いいたします。改正前の第2条和水町議会が議決すべき事件は和水町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関することを改正後に第2条議会の議決すべき事件は、次のようにということで2号を改正しています。1号総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関すること。2号定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定の締結、もしくは変更または同協定の廃止を求める旨を通知することということで、今玉名市を定住自立圏の形成協定ということで事務事業を今から進めるにあたりまして議会の議

決を要するという事で、提案理由の中で定住自立圏形成協定を締結するには議会の議決が必要となりますので、これがこの条例案を提出する理由であります。御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第9 議案第59号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第59号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第59号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。本年4月1日より国の介護報酬改定に伴い、介護職員処遇加算制度が拡充されました。これにより、特養きくすい荘では介護職員処遇改善加算割合が施設入所の場合でございますけれども現行の2.5%が3.3%になり、0.8%の加算となっております。そのため加算に見合う介護士の処遇改善をする必要があるため特養きくすい荘の介護現場の実情にあった改善として現行の夜間介護手当の1回あたり3,000円を300円増額し3,300円とするものです。施行日は公布の日から施行しますが、本年4月1日まで遡及して適用するものです。また、この条例の改正前に支給されました夜間介護手当は改正後の手当の内払いとみなすということでございます。以上で、議案第59号和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第60号 平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第60号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第60号、平成27年度和水町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。配付の予算書の裏面をご覧くださいと思います。平成27年度和水町の一般会計補正予算（第5号）は次のように定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,548万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,505万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。まず「第1表 歳入歳出予算補正」について御説明をいたします。第1表では細目がわかりにくくございますので、資料として添付しております7ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを御説明申し上げます。9ページをお開きください。歳入の主なものを御説明いたします。上から3段目の民生費国庫負担金、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で

ございます。366万円を追加いたします。これは身体障害者にかかる更生医療費の給付金事業の国庫負担分で、今年度給付事業費が当初の見込みより増加したことから、1,200万円と見込んでおりましたが増額補正するものです。事業費の2分の1を国が負担するものです。一つとんで箱一つとんでいただいて、15款第1項第2目の民生費の県負担金でございますが、ここに183万円を追加いたします。これも同様の理由によるものでございます。県の負担割合は事業費の4分の1となっております。

次に、15款2項4目の農林水産業費県補助金、ここに3,548万円を追加いたします。主なものとして、人・農地問題解決加速化支援事業として青年就農給付金4名分600万円でございます。

次に、一つとばしていただいて、機構集積協力金とございます。これは上板楠地区の圃場整備事業に関するもので2,912万円でございます。同じくその下の7目教育費県補助金139万1,000円を追加いたします。これは三加和小中学校が小中一貫教育事業を行っておりますが、その事業に対する補助金であります。同じページの最後の8目の災害復旧費県補助金に189万円を追加いたします。これはまた裏面10ページにまたがっておりますけれども、189万円の内訳は、農地等災害復旧費の補助金で施設が2件、農地が1件にかかる県の補助金でございます。10ページの15款県支出金、3項県委託金、1目の総務費県委託金マイナス509万5,000円ですが、これは4月執行されました県議会議員の選挙が無投票であったことから全額を減額するものであります。その下の17款寄附金の項でございますが100万円の追加でございます。指定寄附といたしまして100万円の寄附がっております。18款基金繰入金の6目ですが、産業廃棄物処理施設地域振興基金こちらに107万9,000円を追加いたします。そして19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ですが249万4,000円を追加いたします。これは財源にあてるための財源補正でございます。そして最後の11ページ21款町債、1項町債の4目土木債でございますが570万円、そして6目の消防債に410万円をそれぞれ追加をいたします。土木債のほうは江田高野線その他、町道整備に充当の予定でございます。消防債につきましては消防機器等の整備への充当を考えております。以上、歳入の5,548万4,000円の主な内容について御説明申し上げます。

続きまして、歳出について主なものを御説明申し上げます。まず、すべてに共通しておりますのが4節人件費があるところですが、4節の共済費のほうがところどころ出てまいります。この共済費は共済組合の負担金の追加補正でございます。これは掛け率が変わりましたことから不足が生じる款項につきまして、追加補正をお願いをしているところです。これが全体的に共通する部分でございます。12ページの2款総務費、1項総務管理費について説明いたします。6目の企画費ですが、こちらに107万9,000円を追加いたします。これは基金のところでもお話ししたけれども産業廃棄物処理施設地域振興策補助金で、内田地区の河川美化作業用の機材購入に必要な経費を助成するものです。8目の電子計算機102万2,000円を追加します。これは総合支所に配置しておりました地籍図などを印刷します大型プリンターがございまして、これが製造後相当の年数を経過しておりますので修繕するにも部品がない状況でございました。したがって、新しい大型プリンターを購入いたしまして、住民の皆様方のサービスの低下を防ぐものでございます。

同じく 2 款 2 項町税費の 2 目賦課徴収費に250万円を追加いたしますが、これは住民税の修正申告、固定資産税の課税見直し、法人町民税の確定納税額等が予定納付額納税額を下回ったことによりまして、還付が見込まれますので追加をお願いするものでございます。2 款 4 項選挙費の 6 目県議会議員選挙ですけれども、マイナス522万7,000円これはその下の。まず 6 節の県議会ですけれどもこれは無投票であったことから、不用額を減額するものでございます。その次の13ページの農業委員会も同じく無投票であったことから、執行済みの額を除いた額を減額するものでございます。14ページをお開きいただきたいと思います。14ページ 3 款民生費、1 目社会福祉費、3 目障害者福祉費こちらに732万円を追加します。これは歳入のところでも申し上げましたけれども障害をお持ちの方々の心臓の手術ですとか、人工透析等の更生医療の給付金でございます。これは歳入のところでも申し上げましたが国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 をそれぞれ負担するものであります。今回の追加につきましては、障害を持った方が生活保護世帯であったということから数名の方がいらっしゃいましたので、その医療費全額を公費で負担することとなったことから追加をお願いするものでございます。15ページをご覧ください。6 款農林水産業費、1 項農業費について御説明いたします。まず、14ページの 5 節果樹園芸振興費36万円の追加でございます。これは歳入のところでは申し上げませんでしたけれども、くまもと稼げる園芸産地育成事業といたしまして、農作業の効率化やコスト削減のための機器等の導入に対して支援するもので地区では西山機械利用協同組合が購入される機器の購入支援をするものでございます。これは 100%県の補助金でございます。15ページの14目人・農地問題解決加速化支援事業の600万、合計の3,512万円の追加ですが内訳の青年就農給付金が600万、これは 4 名の新規就農者に対する給付金でございます。その次の機構集積協力金2,912万円ですが、こちらは担い手への農地の集積を加速化するための経費を支援するもので、上板楠地区が熊本県の重点地区に指定されております。また、9 月中に農事組合法人の登記が完了する見込みであるということから、農地の集積集約化を図るために交付金を交付するものでございます。こちらも県の補助金を活用しております。

次に、7 款商工費、1 項商工費、2 目の観光費に525万5,000円を追加いたしますが、その内の内訳で工事請負費400万円でございます。これは菊水ロマン館それから三加和温泉ふるさと交流センターの設備故障等に伴う支出がございましたが、修繕料の残余が少なくなっておりまして。緊急の修繕が必要なことがまだ半年ございますので、その必要経費を確保するということから修繕料の124万9,000円を計上させていただいて400万円のほうは、三加和温泉ふるさと交流センターの空調機器の修繕工事が必要になったことから、400万円の追加計上をお願いするものでございます。主なものは以上でございます。8 款の土木費、それから 9 款の消防費につきましては、歳入のところでも地方債の説明を申し上げましたが、これは一般財源から地方債に財源を繰り替えるということで財源組み換えの措置をお願いするものでございます。以上、歳出について御説明を申し上げます。

それから、16の最後の箱ですが、11款災害復旧費、1 項 2 目の農地等災害復旧費302万円を追加をお願いしております。工事請負費300万円ですけれども、これは 6 月、7 月の豪雨によりまして被災をいたしました 3 件、施設が 2 件と農地が 1 件でございますが、歳入のところでも申し上げま

したその県の補助金189万円と受益者負担30万円とを財源といたしまして302万円の補正をお願いをするものでございます。以上、歳入歳出予算の主な補正概要について御説明をいたしました。

次に、6ページに戻っていただきたいと思います。6ページは、第2表の地方債補正でございます。地方債補正は、消防施設整備事業の補正前の額610万円に410万円を追加して1,020万円、また道路整備事業が補正前の額に570万円を追加して、補正後の額が1億3,790万円とするものです。いずれも過疎債を予定をしております。

以上、議案第60号、平成27年度一般会計補正予算（第5号）の提案理由とさせていただきます。説明を終わり御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午後0時12分

再開　午後1時15分

日程第11　議案第61号　平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第61号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長　山下　仁君

○税務住民課長（山下　仁君）　それでは、議案第61号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。1枚おめくりください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ45万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億273万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。今回の補正は追加費用負担等の割合の変更に伴い共済費を増加するものでございます。

それでは8ページをご覧ください。総務費の一般管理費でございますけれども、共済費45万7,000円、一般共済組合負担金45万7,000円を増額補正するものでございます。1枚戻りまして7ページをご覧ください。財源は、繰入金ということで一般会計からの繰入金45万7,000円でございます。以上で、議案第61号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第12　議案第62号　平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君）　日程第12、議案第62号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長　今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君）　議案第62号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算書の

提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をお願いします。平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）、平成27年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,648万9,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。補正の内容につきまして歳入から御説明申し上げます。予算書の5ページをお願いします。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金を203万6,000円増額し、4億3,110万2,000円としております。その内訳は、2節過年度分介護給付費交付金の過年度分介護給付費交付金を203万6,000円補正してます。これは、平成26年度の決算見込みによります介護給付費に対する交付金の精査に伴う支払基金からの追加交付金となります。支払基金からの交付金は第2号被保険者の保険料相当分として、介護給付費及び地域支援事業給付費に対して交付されるもので、それぞれ給付費の29%相当分が支払基金から交付されるものでございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を156万8,000円減額し、2,345万9,000円としております。その内訳は、1節繰越金の前年度繰越金を156万8,000円の減額となります。これは、歳入財源調整によるものでございます。以上が歳入の補正となります。

続きまして歳出の補正の説明をいたします。予算書の6ページをお願いします。7款諸支出金、1項償還金、2目償還金を46万8,000円増額し46万9,000円としております。その内訳は、23節償還金、利子及び割引料の返還金を46万8,000円補正しております。これは先ほどと同じ支払基金への今度は返還金となります。先ほど歳入の支払基金からの追加交付金で説明しましたように支払基金からの交付金は第2号被保険者の保険料相当分として、介護給付費及び地域支援事業給付費に対して交付されるもので、それぞれの29%が支払基金から交付されます。先ほど歳入の追加交付金は介護給付費に対する追加交付でありましたが、これは地域支援事業費分に対する交付金の精算による返還金となります。以上が歳出の補正となります。どうぞ御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げまして、議案第62号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

日程第13 議案第63号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第13、議案第63号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第63号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。裏面をご覧ください。平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算書（第2号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,440万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,717万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。歳入について説明いたします。5ページをご覧くださいと思います。1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入を307万7,000円増額補正いたしまして、総額を3億3,264万8,000円とするものです。これは今年の4月1日より国の介護職員処遇改善加算制度の拡充によりまして、きくすい荘での主な加算割合が2.5%から3.3%になったことにより0.8%相当の増額分の相当額でございます。

次に、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を1,132万7,000円増額補正いたしまして、総額を1,132万7,000円とするものでございます。これは、前年度繰越金を歳入財源として調整するものでございます。

歳出について説明いたします。6ページをご覧ください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費1,440万4,000円を増額補正いたしまして、4億5,583万6,000円とするものでございます。内訳は、報酬32万円、8節報償費6万円、9節旅費5万7,000円、これはきくすい荘の施設整備の方向性や運用方を検討し町長へ答申する委員会を設立いたします。それにかかる費用でございます。2節の給料249万7,000円、3節は職員手当の内51万3,000円、これは9月1日付けで採用いたしました職員の人件費でございます。4節共済費354万8,000円は、共済掛け率の改正と職員の増員分でございます。戻りまして3節の職員手当等のうち夜間介護手当65万7,000円、7節賃金242万円は介護職員の処遇改善の費用でございます。12節役務費16万2,000円は、きくすい荘の施設の改修計画の外部評価手数料でございます。13節委託料327万円はきくすい荘施設の耐震調査耐震計画経営分析経営戦略構想等の業務委託料でございます。15節工事請負費90万円は、施設外の老朽化部分等の耐用工事でございます。以上で、議案第63号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第64号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第64号「平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは、ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧ください。議案第64号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、平成27年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,131万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。

それでは、はじめに歳出から御説明いたします。6ページをお願いします。1目施設管理費の15節工事請負費におきまして304万8,000円、同じく18節備品購入費において7万8,000円をそれぞれ増額し、施設管理費合計312万6,000円を増額しています。この増額の理由といたしまして、現

在工中しております江田川南側給水区域の範囲拡張に伴う公共施設等への給水のための配水管布設工事及び中央地区の水安定供給を行うための大藤配水施設及び馬場配水施設を接続する配水管布設工事におきまして、当初予算化をした時点と比較すると平成27年度4月の段階で実施設計におきまして、各種人件費及び諸経費の上昇あわせて県道敷きに布設します配水管工事における交通規制等の協議を玉名署と行いました結果、夜間工事で行うこととなったことによる設計価格の上昇が主な理由となって増額をお願いするものでございます。また備品購入費につきましては、水道のPH測定器が老朽化したしまして購入をお願いするものでございます。なお歳入につきましては、前ページ5ページの6款繰越金において312万6,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第64号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算につきまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第65号 字の区域の変更について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第65号「字の区域の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総合支所長 有富孝一君

○総合支所長（有富孝一君） 議案第65号、字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法第260条第1項の規定により、和水町の字の区域を次のとおり変更するものとします。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治でございます。県営中山間総合整備事業和水西部地区圃場整備の実施に伴いまして、下のように示しておりますとおり、まず、大平矢部谷工区ですけれども大字中和仁字道現及び栗山の一部を大字上和仁字矢部に、大字上和仁字矢部の一部を大字中和仁字栗山に、大字中和仁字辻堂の一部を大字中和仁字栗山に、大字中和仁字辻堂の一部を大字上和仁字矢部に、大字中和仁字虎坊及び大平の一部を同じ中和仁の字長町に1枚めくっていただきまして次のページですけれども、大田黒工区です。大字大田黒字前田の一部を字深町に、大字大田黒字深町の一部を字前田にそれぞれ変更するものでございます。次のページ以降に図面を添付しております。和水町の区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がございます。これが提案の理由でございます。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

日程第16 議案第66号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第66号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） 議案第66号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分につきまして提案理由の説明をいたします。下記のとおり平成26年度国民健康保険和水

町立病院事業会計剰余金の処分を行うため地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により議会の議決を求める。平成27年9月14日提出。和水町長福原秀治。国民健康保険和水町立病院事業は、平成25年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、財務についても地方公営企業会計法を適用しています。この地方公営企業会計法が第1次一括法により大幅に改正が行われ、平成24年4月1日に施行されました。またそれにあわせて会計基準も大幅に改正が行われ、平成26年度予算及び決算から適用されることとなりました。主な改正点は資本制度の見直し、地方公営企業会計基準の見直し、財務規定等の適用範囲の拡大等になります。その結果、平成26年度決算において新地方公営企業会計制度改正により移行処理及び剰余金の処分を行うものです。地方公営企業法第32条により剰余金の処分の方法は条例に定めて行うか、議会の議決を経て行わなければならないと規定されていますので、後者の議会の議決を経て決算書のとおり剰余金の処分をお願いするものです。これがこの議案を提案する理由です。

以上で、議案第66号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計剰余金の処分についての提案理由の説明を終わります。

日程第17 認定第1号 平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算

日程第18 認定第2号 平成26年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第19 認定第3号 平成26年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

日程第20 認定第4号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

日程第21 認定第5号 平成26年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

日程第22 認定第6号 平成26年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

日程第23 認定第7号 平成26年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

日程第24 認定第8号 平成26年度和水町春富財産区特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第9号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

日程第26 認定第10号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算

○議長（杉本和彰君） 日程第17、認定第1号「平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算」から日程第26、認定第10号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算」までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

会計管理者 隈部久美子君

○会計管理者（隈部久美子君） 認定第1号の平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第9号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算までの九つの会計について一括して提案理由の説明をいたします。地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見書をつけて議会の認定に付さなければならないため提案するものでございます。お手元に別紙で右上に資料と書かれた平成26年度各会計歳入歳出決算総括表があるかと思いますが、それに基づきまして説明をいたします。

それでは、総括表を読み上げながら提案理由の説明とさせていただきます。各会計とも予算現額、歳入決算額、歳出決算額、継続費通次繰越明許費繰越額、差引残額の順に読み上げてまいり

ます。認定第1号、一般会計75億5,341万円、79億8,728万725円、70億8,535万4,271円、1億2,206万7,098円、差引残額7億7,985万9,356円。認定第2号、国民健康保険事業会計16億1,490万8,000円、16億2,987万6,440円、15億9,566万5,566円、3,421万874円。認定第3号、介護保険事業会計15億3,929万円、16億8,729万2,705円、15億131万3,235円、1億8,597万9,470円。認定第4号、特別養護老人ホーム事業会計4億9,556万4,000円、5億89万2,090円、4億8,382万1,117円、1,707万973円。認定第5号、簡易水道事業会計7,246万2,000円、8,359万1,687円、6,563万1,019円、1,796万668円。認定第6号、下水道事業会計9,260万5,000円、9,750万6,422円、8,923万2,569円、827万3,853円。認定第7号、特定地域生活排水処理事業会計7,813万8,000円、9,355万537円、7,461万7,607円、1,893万2,930円。認定第8号、春富財産区特別会計28万1,000円、148万815円、11万9,658円、136万1,157円。認定第9号、後期高齢者医療事業会計1億4,321万8,000円、1億5,344万4,062円、1億4,119万1,227円、1,225万2,835円。

以上で、平成26年度の九つの会計の決算の提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） 認定第10号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算につきまして提案理由の説明をいたします。国民健康保険和水町立病院事業会計は平成25年度から公営企業法の全部適用を受けています。地方公営企業法第30条第4項で監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないと規定されているため提案するものです。先ほど説明がありました総括表で説明いたします。病院事業会計につきましては収益的収支決算により報告します。予算現額9億7,135万3,000円、歳入決算額が8億9,583万1,520円、歳出決算額が9億5,180万7,999円で差し引き5,597万6,479円の赤字となりました。

以上で、認定第10号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算についての提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） 認定第1号、平成26年度和水町一般会計歳入歳出決算から認定第10号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計決算までの審査については、休会中の全員協議会で審査を行いたいと思います。

日程第27 陳情等の委員会付託等について

○議長（杉本和彰君） 日程第27、陳情等の委員会付託等について、本日までに受理した陳情等はお手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおりそれぞれ配付しましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日15日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 1 時44分